

昭和三十一年農林省令第十八号

農林畜水産業関係補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七條第一項、第九條第一項及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条の規定に基き、並びに同法を実施するため、農林畜水産業関係補助金等交付規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 農林畜水産業に関する事務又は事業を行うために要する経費について農林水産大臣が行う補助金等の交付に関しては、他の法令に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（補助金等の交付の申請書類等）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第五号及び同条第二項第六号の各省各庁の長が定める事項、同条第三項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添附書類並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じ、農林水産大臣が別に定める。

（標準処理期間）

第二条の二 法第六条第二項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、一月とする。

2 法第六条第二項に規定する当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、一月とする。

3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

（補助金等の交付の条件）

第三条 次に掲げる事項は、農林水産大臣が補助金等の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

一 補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないこと。

イ 補助事業等に要する経費の配分の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ロ 補助事業等の内容の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ハ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

二 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに農林水産大臣に報告してその指示を受けなければならないこと。

三 補助事業者等は、間接補助金等の財源に充てるべき補助金等の交付を前金払又は概算払により受けた場合において、当該交付を受けた補助金等の額が、既に間接補助事業者等に対して交付している間接補助金等の額をこえているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者等に対し、そのこえている額に相当する金額の間接補助金等を交付しなければならないこと。

四 補助事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による調査を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管しておくなければならないこと。

五 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、当該間接補助事業等について第一号及び第二号に掲げる条件その他農林水産大臣が補助金等の交付の決定に当つて附した条件を遵守するに必要な条件を附し、かつ、前号に掲げる条件と同趣旨の条件を附すること。

（申請の取下げの期日）

第四条 法第九条第一項の各省各庁の長が定める期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して十五日を経過した日とする。ただし、農林水産大臣が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（処分の制限を受ける期間）

第五条 令第十四条第一項第二号に規定する期間、別表に掲げるとおりとする。

（実績報告）

第六条 法第十四条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して一月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日まで、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の六月十日までとする。

（電磁的記録）

第七条 法第二十六条の二に規定する各省各庁の長が定める電磁的記録は、農林水産大臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができ記録とする。

（電磁的方法）

第八条 法第二十六条の三に規定する各省各庁の長が定める電磁的方法は、農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して同規則第四条第一項及び第三項に規定するところにより行う方法とする。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の補助金等から適用する。
- 2 国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）は廃止する。ただし、昭和三十一年度分以前の補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和三十一年七月二五日農林省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の補助金等から適用する。

附 則（昭和四一年九月三〇日農林省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月二二日農林省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二三日農林省令第二二号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一一月二八日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年三月七日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一一月二三日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年一一月一七日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一一月二〇日農林水産省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一一月二五日農林水産省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月二日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一〇月二八日農林水産省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月二九日農林水産省令第四一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一〇月二五日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年八月一三日農林水産省令第四二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年六月二八日農林水産省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年八月八日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年八月二二日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年二月一〇日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一一年七月七日農林水産省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業補助金等交付規則別表の規定は、平成十一年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一二二年一〇月三二日農林水産省令第九二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十二年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十一年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年一一月二八日農林水産省令第一四〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年四月二六日農林水産省令第四一一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十三年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一月一四日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月一五日農林水産省令第三九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年六月一八日農林水産省令第五三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月一六日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年九月一四日農林水産省令第二〇二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十七年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十七年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日農林水産省令第三〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十三条の規定による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十八年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二〇日農林水産省令第三三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十八年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月二六日農林水産省令第一三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

（農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第六条の規定による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年五月二八日農林水産省令第五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年二月一三日農林水産省令第五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一一月三日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたとき、処分制限期間が定められているものであって、この省令の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第七十九号）第二十二條の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの省令の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの省令の施行後の処分制限

附 則（平成二八年一〇月二〇日農林水産省令第六七号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（平成二九年三月三一〇日農林水産省令第二四号）
（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年度四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十八年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年二月七日農林水産省令第七号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（平成三〇年三月三〇日農林水産省令第一九号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十九年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年二月一四日農林水産省令第九号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二九号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成三十一年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成三十年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月五日農林水産省令第六号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和元年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和二年三月三一日農林水産省令第二四号）
（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和二年度予算

に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一月六日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日農林水産省令第三号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和二年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和三年三月三一日農林水産省令第一九号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和二年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一二月二四日農林水産省令第七〇号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和四年三月三一日農林水産省令第三二号）
（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和四年度予算

に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和三年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和四年一二月九日農林水産省令第七三号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二六号）
（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和四年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一二月一九日農林水産省令第六一号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和六年三月二九日農林水産省令第二二号）
（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用

の増加した財産については、なお従前の例による。

別記様式

別記様式 1 (昭和56年4月1日現在適用) (単位:円)

〇 普通財産 〇 特別財産

区分	普通財産	特別財産
1. 現金		
2. 有価証券		
3. 債権		
4. 固定資産		
5. 負債		
6. 純資産		

注: 1. 普通財産とは、現金、有価証券、債権、固定資産、負債、純資産をいう。2. 特別財産とは、現金、有価証券、債権、固定資産、負債、純資産をいう。3. 普通財産と特別財産の合計は、総資産額となる。4. 普通財産と特別財産の合計は、総負債額となる。5. 普通財産と特別財産の合計は、総純資産額となる。

別表 (第五条関係)

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称	制限期間
補助金等の名称		等	施
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助金等の名称		設	等
補助			

助	中山間総合整備事業費補助	農業生産基盤整備推進地 方公共団体事業費補助金 特殊自然災害対策整備費 補助金 農業水利施設保全管理整 備交付金 農業水利施設保全管理推 進交付金 国産農産物生産基盤強化 等対策事業費補助金 国産農産物生産基盤強化 等対策地方公共団体事業 費補助金 国産農産物生産基盤強化 等対策交付金 協同農業普及事業交付金 国産農産物生産基盤強化 等対策整備交付金 牛肉等関税財源国産畜産 物生産基盤強化等対策費 補助金 牛肉等関税財源飼料対策 費補助金 国立研究開発法人農業・ 食品産業技術総合研究機 構施設整備費補助金 独立行政法人家畜改良セ ンター施設整備費補助金 農業・食品産業強化対策 整備交付金 農業・食品産業強化対策 推進交付金 農林水産業環境政策推進 事業費補助金 農林水産業環境政策推進 交付金 農林水産業環境政策技術 開発推進交付金 農林水産業環境政策推進 整備交付金 日本型直接支払交付金 諸土地改良事業費補助 土地改良施設管理費補助 農業競争力強化基盤整備 事業費補助	著しい腐食 性を有する 液体又は気 体の影響を 直接全面的 に受けるも の、冷蔵倉 庫用のもの (倉庫事業 の倉庫用の ものを除く 。)及び放 射性同位元 素の放射線 を直接受け るもの 塩、チリ硝 石その他の 著しい潮解 性を有する 固体を常時 蔵置するた めのもの及 び著しい蒸 気の影響を 直接全面的 に受けるも のその他の 倉庫事業の 倉庫用のも の冷蔵倉庫 用のもの その他のも の その他のも の れんが造、 石造又はブ ロック造の もの及び左 事務所用の 四一	農村整備事業費補助 農村地域防災減災事業費 補助 農山漁村活性化対策整備 交付金 農山漁村活性化対策推進 交付金 農山漁村情報通信環境整 備交付金 農山漁村地域整備交付金 (農業農村基盤整備に係る ものに限り。) 農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費補助金 農業用施設等災害復旧事 業費補助 農業用施設等災害関連事 業費補助 農林水産試験研究費地方 公共団体補助金 農林水産試験研究費補助 金(実験実用化に係るも のを除く。) 国立研究開発法人国際農 林水産業研究センター施 設整備費補助金 国立研究開発法人森林研 究・整備機構施設整備費 補助金 森林資源地方公共団体管 理費補助金 政府開発援助国際林業協 力事業費補助金 国際林業協力技術開発事 業費補助金 森林整備・保全費補助金 森林整備・保全地方公共 団体事業費補助金 保安林整備事業費等補助 金 森林病害虫等防除事業費 補助金 森林・山村多面的機能発 揮対策交付金 林業普及指導事業交付金 林業振興事業費補助金 (実験実用化に係るものを 除く。)	記以外のも の 寄宿舎用、 三 八 寄宿舎用、 三 八 寄宿舎用又 は学校用又 は体育館用 のもの 病院用のも の 変電所用、 三 四 変電所用、 三 四 送電所用、 三 四 送電所用、 三 四 格納庫用、 三 四 格納庫用、 三 四 荷扱所用、 三 四 荷扱所用、 三 四 魚市場用又 はと畜場用 のもの 公衆浴場用 のもの 工場(作業 場を含む。) 用又は倉庫 用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝 酸その他の 著しい腐食 性を有する 液体又は気 体の影響を 直接全面的 に受けるも の及び冷蔵 倉庫用のも の(倉庫事 業の倉庫用 のものを除 く。) 塩、チリ硝 二 八	林業振興地方公共団体事 業費補助金 先端技術活用林業推進地 方公共団体事業費補助金 先端技術活用林業推進事 業費補助金(実験実用化 に係るものを除く。) 森林整備・林業等振興整 備交付金 森林整備・林業等振興推 進交付金 水産資源管理対策事業費 補助金 漁業協定等実施費補助金 さけ・ます漁業協力事業 費補助金 海洋水産資源開発費補助 金 水産振興対策事業費補 助金 漁業共済事業実施費補助 金 水産改良普及事業交付 金 水産多面的機能発揮対策 交付金 水産多面的機能発揮交付 金 水産強化対策整備交付 金 水産強化対策推進交付 金 沖縄振興公共投資交付金 (農山漁村地域整備に関す る事業のうち森林基盤整 備事業、水産基盤整備事 業及び海岸保全施設整備 事業に係るものを除く。) 沖縄北部連携促進特別振 興事業費補助金 農業農村整備事業費補助 地方創生整備推進交付金 (地方創生道整備推進交付 金のうち林野庁の所掌に 係るもの、地方創生汚水	気の影響を 直接全面的 に受けるも のその他の 倉庫事業の 倉庫用のも の冷蔵倉庫 用のもの その他のも の その他のも の その他のも の 金属造のも の(骨格材 の肉厚が四 ミリメート ルを超える ものに限り 。) 事務所用の もの及び左 記以外のも の 寄宿舎用、 三 四 寄宿舎用、 三 四 寄宿舎用又 は学校用又 は体育館用 のもの 変電所用、 三 一 変電所用、 三 一 送電所用、 三 一 送電所用、 三 一 格納庫用、 三 一 格納庫用、 三 一 荷扱所用、 三 一 荷扱所用、 三 一 魚市場用又 はと畜場用 のもの 病院用のも の 公衆浴場用 のもの 工場(作業 場を含む。)	処理施設整備推進交付金 のうち水産庁の所掌に係 るもの及び地方創生港整 備推進交付金を除く。) 米穀安定供給活動支援対 策費補助金 福島再生加速化交付金 (被災地域農業復興総合支 援事業及び農山村地域復 興基盤総合整備事業のう ち森林整備事業に係るも のを除く。) 共同利用漁船等復旧支援 対策費補助金 共同利用小型漁船建造費 補助金 漁場等復旧支援対策費補 助金 農林水産業再生支援交付 金 林業振興整備費補助金 農業生産基盤整備事業調 査費補助 農業用施設災害復旧事業 費補助 農地災害復旧事業費補助	用又は倉庫 用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝 酸その他の 著しい腐食 性を有する 液体又は気 体の影響を 直接全面的 に受けるも の、冷蔵倉 庫用のもの (倉庫事業 の倉庫用の ものを除く 。)及び放 射性同位元 素の放射線 を直接受け るもの 塩、チリ硝 二 五 石その他の 著しい潮解 性を有する 固体を常時 蔵置するた めのもの及 び著しい蒸 気の影響を 直接全面的 に受けるも のその他の 倉庫事業の 倉庫用のも の冷蔵倉庫 用のもの その他のも の その他のも の 金属造のも の(骨格材
---	--------------	--	--	--	---	---	---	---	---

の肉厚が三 ミリメートル を超え四 ミリメートル 以下のも のに限る。 （事務所用の もの及び左 記以外のもの の）	の 寄宿舍用、 二七	の 宿泊所用、 二七	の 学校用又は 体育館用の もの	の 変電所用、 二五	の 送電所用、 二五	の 格納庫用、 二五	の 荷扱所用、 二五	の 魚市場用又 はと畜場用 のもの	の 病院用のも の	の 公衆浴場用 のもの	の 工場（作業 場を含む。） 用又は倉庫 用のもの	の 塩素、塩酸 一五	の 硫酸、硝酸 一五	の 著しい腐食 性を有する 液体又は気 体の影響を 直接全面的 に受けるも の及び冷蔵 倉庫用のも の	の 塩、チリ硝 一五	の 石その他の もの
---	------------------	------------------	---------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------	-----------------	-------------------	---------------------------------------	------------------	------------------	--	------------------	------------------

著しい潮解 性を有する 固体を常時 蔵置するた めのもの及 び著しい蒸 気の影響を 直接全面的 に受けるも の	の その他のもの 二四	の 金属造のも の（骨格材 の肉厚が三 ミリメートル 以下のも のに限る。） の	の 事務所用の もの及び左 記以外のもの の	の 寄宿舍用、 一九	の 宿泊所用、 一九	の 学校用又は 体育館用の もの	の 変電所用、 一九	の 送電所用、 一九	の 格納庫用、 一九	の 荷扱所用、 一九	の 魚市場用又 はと畜場用 のもの	の 病院用のも の	の 公衆浴場用 のもの	の 工場（作業 場を含む。） 用又は倉庫 用のもの	の 塩素、塩酸 二二	の 硫酸、硝酸 二二
--	-------------------	---	------------------------------------	------------------	------------------	---------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------	-----------------	-------------------	---------------------------------------	------------------	------------------

酸その他の 著しい腐食 性を有する 液体又は気 体の影響を 直接全面的 に受けるも の及び冷蔵 倉庫用のも の	の 塩、チリ硝 二四	の 石その他の もの	の 著しい潮解 性を有する 固体を常時 蔵置するた めのもの及 び著しい蒸 気の影響を 直接全面的 に受けるも の	の その他のもの 二七	の 木造又は合 成樹脂造の もの	の 事務所用の もの及び左 記以外のもの の	の 寄宿舍用、 二二	の 宿泊所用、 二二	の 学校用又は 体育館用の もの	の 変電所用、 二七	の 送電所用、 二七	の 格納庫用、 二七	の 荷扱所用、 二七	の 魚市場用又 はと畜場用 のもの
--	------------------	------------------	---	-------------------	---------------------------	------------------------------------	------------------	------------------	---------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------

病院用のも の	の 公衆浴場用 のもの	の 工場（作業 場を含む。） 用又は倉庫 用のもの	の 塩素、塩酸 九	の 硫酸、硝酸 九	の 酸その他の もの	の 著しい腐食 性を有する 液体又は気 体の影響を 直接全面的 に受けるも の及び冷蔵 倉庫用のも の	の 塩、チリ硝 一一	の 石その他の もの	の 著しい潮解 性を有する 固体を常時 蔵置するた めのもの及 び著しい蒸 気の影響を 直接全面的 に受けるも の	の その他のもの 一五	の 木骨モルタ ル造のもの の	の 事務所用の もの及び左 記以外のもの の	の 寄宿舍用、 二〇	の 宿泊所用、 二〇	の 学校用又は 体育館用の もの
------------	-------------------	---------------------------------------	-----------------	-----------------	------------------	--	------------------	------------------	---	-------------------	--------------------------	------------------------------------	------------------	------------------	---------------------------

メートル角 以下のもの で、土居ぶ き、杉皮ぶ き、ルーフ イングぶき 又はトタン ぶきのもの 掘立造のも 七 の及び仮設 のもの	建電氣設備 (照明設備 物を含む) 附を蓄電池 電源六 設備	その他のも 一五	給排水又は 一五 衛生設備及 びガス設備 冷房、暖房 、通風又は ボイラー設 備 冷暖房設備 一三 (冷凍機の 出力が二十 ニキロワッ ト以下のも の) その他のも 一五	昇降機設備 エレベータ 一七 エスカレー 一五 ター	消火、排煙 八 又は災害報 知設備及び 格納式避難 設備	エヤーカー 一二 テン又はド
--	---	-------------	---	---	---	----------------------

アー自動開 閉設備	アーケード 又は日よけ 設備	主として金 一五	主として金 一五	簡易なもの 三	その他のも 一五	の	前掲のもの 以外のもの 及び前掲の 区分によら ないもの	主として金 一八	属製のもの 一〇	その他のも 一〇	の	構築物の鉄 筋道用又は軌 道用のもの	軌条及びそ の附属品並 びにまくら 木	その他のも 三〇	の	農林業用の もの	主としてコ ンクリート 造、れんが 造、石造又 はブロック 造のもの	果樹棚又は ホップ棚	その他のも 一七	主として金 一四	属造のもの
--------------	----------------------	-------------	-------------	------------	-------------	---	--	-------------	-------------	-------------	---	--------------------------	------------------------------	-------------	---	-------------	---	---------------	-------------	-------------	-------

主として木五	造のもの	土管を主と一〇	したもの	その他のも八	の	緑化施設及	工場緑化施設七	設	その他の緑二〇	化施設及び庭園（工場	緑化施設に	含まれるもの	を除く）	舗装道路及び舗装路面	コンクリー	一五	敷、ブロック敷、れ	んが敷又は石敷のもの	アスファルト敷又は木の	れんが敷のもの	汚水、坑水一八	、廃水又は廃液の処理	用のもの	前掲鉄骨	のも鉄筋	のをコン	除く。クリ	造又トリ	は鉄筋	筋コン	トリク	の造	の造	の
--------	------	---------	------	--------	---	-------	---------	---	---------	------------	-------	--------	------	------------	-------	----	-----------	------------	-------------	---------	---------	------------	------	------	------	------	-------	------	-----	-----	-----	----	----	---

防壁	物爆	いび	場飼	道路	高架	炉焼	及煙	道下	ロサ	ダム	水び	う水	道上	らや	塔堤	防堤	。除	のの	物（爆	防橋	さ岸	橋	ネル	トム	用水
用発	へ	及	育	路、	架	却	び突	、水	、イ	ム	用用	及そ	、水	、ぐ	、波	防、	、く	をも	用発	壁、	ん	壁、	六	七	道
二					三			三	三												五	〇	五	八	
五					〇			五	五												〇	〇		〇	

防壁	物爆	いび	場飼	道路	道上	及ネ	ト堤	防堤	。除	のの	物（爆	防橋	さ岸	水び	らや	のの	クロ	トリ	んは	造	コ	コ	も	他	そ
用発	へ	及	育	、水	水	びル	ン、	波	防、	、く	をも	用発	壁、	ん	池	用及	ぐ	も	造	ッ	コ	又	トリ	の	の
一				一										三		四								六	
三				五									〇		〇									〇	

を影	体る	有性	腐し	のの	酸ホ	ス	ル	塩	防	物	爆	及へ	炉焼	煙煙	ルン	び堤	防堤	。除	のの	物（爆	防の	のが	れ	も	他	そ
受響	の気	すを	食	著	他	ソ	ル	七	壁	用	発	びい	、却	、突	、	ネ	ト	及波	防、	、く	をも	用	壁	も	造	の

のの物（防のの土	も他そ防物爆及へ道下水	び道上堤防堤防、	。除のの物（防橋さ岸	のの石	も他そも他そも	け
をも用発壁も造	ののの壁用発びい、水	池用及水、波	、くをも用発壁、ん	のも造	ののののの	る
四〇	五〇	三五	五〇		四〇	二五

その他の設 八	備	石油製品又 七	は石炭製品 製造業用設 備	プラスチック 製製品製造 業用設備	（他の項に 掲げるもの を除く。）	ゴム製品製 九	造業用設備 九	なめし革、 九	なめし革製 品又は毛皮 製造業用設 備	窯業又は土 九	石製品製造 業用設備	鉄鋼業用設 備	表面処理鋼 五	材若しくは 鉄粉製造業 又は鉄スク ラップ加工 処理業用設 備	純鉄、原鉄 九	、ペースメ タル、フェ ロアロイ、 鉄素形材又 は鉄管製 造業用設備 その他の設 一四	備	非鉄金属製 造業用設備 一	核燃料物質 加工設備 一
------------	---	------------	---------------------	-------------------------	-------------------------	------------	------------	------------	------------------------------	------------	---------------	------------	------------	--	------------	--	---	---------------------	--------------------

その他の設 七	備	金属製品製 造業用設備 六	金属被覆及 び彫刻業又 は打はく及 び金属製ネ ームブレー ト製造業用 設備	その他の設 一〇	備	はん用機械 二二	器具（はん 用性を有す るもので、 他の器具及 び備品並び に機械及び 装置に組み 込み、又は 取り付ける ことにより その用に供 されるもの をいう。）	製造業用設 備（電子部 品、デバイ ス又は電子 回路製造業 用設備及び 情報通信機 械器具製造 業用設備を 除く。以下 同じ。）	生産用機械 器具（物の 生産の用に 供されるも のをいう。）	製造業用設 備（次項に 掲げるもの 及び電気機 械器具製造 業用設備を 除く。以下 同じ。）
------------	---	---------------------	--	-------------	---	-------------	---	--	--	---

械器具製造 業用設備を 除く。）	金属加工機 械製造設備 その他の設 二二	備	業務用機械 器具（業務 用又はサー ビスの生産 の用に供さ れるもの （これらの ものであつ て物の生産 の用に供さ れるものを 含む。）を いう。）製 造業用設備 （はん用機 械器具製造 業用設備、 電気機械器 具製造業用 設備及び輸 送用機械器 具製造業用 設備を除く 。）	電子部品、 デバイス又 は電子回路 製造業用設 備	光ディスク （追記型又 は書換え型 のものに限 る。）製造 設備	プリント配 線基板製造 設備
------------------------	-------------------------------	---	--	---------------------------------------	---	----------------------

フラットパ ネルディス プレイ、半 導体集積回 路又は半導 体素子製造 設備	その他の設 八	備	電気機械器 具製造業用 設備	情報通信機 械器具製造 業用設備	輸送用機械 器具製造業 用設備	その他の製 造業用設備 七	農業用設備 五	林業用設備 五	漁業用設備 （次項に掲 げるものを 除く。）	水産養殖業 用設備	鉱業、採石 業又は砂利 採取業用設 備	石油又は天 然ガス鉱業 用設備	坑井設備 掘さく設備 その他の設 一三	備	その他の設 六	総合工事業 用設備	電気業用設 備
--	------------	---	----------------------	------------------------	-----------------------	---------------------	------------	------------	---------------------------------	--------------	------------------------------	-----------------------	------------------------------	---	------------	--------------	------------

役肉用牛	乳用牛	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	豚	綿羊	種付用	建鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの事務所用のもの及び左記以外のもの	寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又
六	四	六			三	四		五〇	四七	三九	三八

業及び海岸保全施設整備事業に係るものに限る。）
水産基盤整備事業費補助金（地方創生整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金に限る。）
福島再生加速化交付金（農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものに限る。）

はと畜場用のもの 公衆浴場用 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝酸 酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	はと畜場用のもの 公衆浴場用 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝酸 酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの
--	--

その他のもの その他のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 事業所用のもの及び左記以外のもの 寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又ははと畜場用のもの 公衆浴場用 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝酸 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫事業の倉庫用のもの	その他のもの その他のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 事業所用のもの及び左記以外のもの 寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又ははと畜場用のもの 公衆浴場用 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝酸 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫事業の倉庫用のもの
---	---

のものを除く。） 塩、チリ硝 石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る） 事務所用のもの及び左記以外のもの 寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの 発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、	のものを除く。） 塩、チリ硝 石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る） 事務所用のもの及び左記以外のもの 寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの 発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、
--	--

魚市場用又ははと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝酸 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	魚市場用又ははと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸 、硫酸、硝酸 酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの
---	---

の	その他のも	具 接客業用の五	の	その他のも八	の	応接セット 接客業用の五	の	主として金一五 属製のもの その他のも八	ト	事務機、事 務いす及び キャビネット	品るものを除く。	備の項に掲げ るもの（他	及機器及び家 庭用品）	器具、電気 機器、ガス 及び器具等	の	その他のも四	製のもの として金属	その他の主八 白金ノズル十三	もの 白金ノズル十三	前掲の区分 によらない	の	その他のも三	白金ノズル一三	以外のも の	前掲のもの	切削工具	の	その他のも三	金属圧延用四 のもの	ロール
---	-------	-------------	---	--------	---	-----------------	---	----------------------------	---	--------------------------	----------	-----------------	----------------	-------------------------	---	--------	---------------	-------------------	---------------	----------------	---	--------	---------	-----------	-------	------	---	--------	---------------	-----

主として金一五 属製のもの その他のも八 の ラジオ、テ五 レビジョン 、テープレ コーダーそ の他の音響 機器 冷房用又は六 暖房用機器 電気冷蔵庫六 、電気洗濯 機その他こ れらに類す る電気又は ガス機器 食事又はち ゆう房用品 陶磁器製又二 はガラス製 のもの その他のも五 の その他のも 主として金一五 属製のもの その他のも八 の	事務機器及 び通信機器 謄写機器及 びタイブラ イター 孔版印刷又三 は印書業用 のもの その他のも五 の 電子計算機 パーソナル四 コンピュータ タ（サーバ
---	--

望遠鏡	映写機及びカメラ、映画撮影機、	光学機器及び写真製作機器	定機器	試験又は測定機器	度量衡器	時計	機器及び測定機器	時計、試験機器及び測定機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	その他のもの	の	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭	登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	その他の事務機器	テレタイプ及びライター及びファクシミリ	インターホーン及び放送用設備	電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	の	時計、試験機器及び測定機器	度量衡器	時計	試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡
	五			五	五	一〇			六	一〇		五	五	五	五			六							

